

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(案)
概要

1 改正概要

定年引上げに伴う改正

地方公務員法の一部改正により、定年前再任用短時間勤務制が導入されることに伴い、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員へと改める。また、付則において、暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなし、本条例の規定を適用することとする。

年次有給休暇及び組合休暇の付与単位等の変更に伴う改正

年次有給休暇及び組合休暇を1の年ごとの休暇と定めているが、効率的な業務執行体制の確立と計画的な年次有給休暇の取得を促進するため、その付与単位を「暦年」から「年度」へと変更する。

2 施行期日

令和5年4月1日